

## 第30回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年12月27日（火）午後2時00分から午後2時58分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

### 3 出席委員（24名）

|         |     |     |     |
|---------|-----|-----|-----|
| 会長      | 24番 | 谷内  | 雅貴  |
| 会長職務代理者 | 23番 | 鯖戸  | 英明  |
|         | 1番  | 棚   | 範貴  |
|         | 2番  | 小林  | 信也  |
|         | 3番  | 山下  | 浩昭  |
|         | 4番  | 橋本  | 浩弥  |
|         | 5番  | 西田  | 利幸  |
|         | 6番  | 中村  | 富士男 |
|         | 7番  | 田村  | 信夫  |
|         | 8番  | 高野  | 英一  |
|         | 9番  | 佐藤  | 雅典  |
|         | 10番 | 森   | 勤子  |
|         | 11番 | 帰山  | 茂義  |
|         | 12番 | 井田  | 留吉  |
|         | 13番 | 澤邊  | 佳範  |
|         | 14番 | 佐藤  | 悦啓  |
|         | 15番 | 高橋  | 孝二  |
|         | 16番 | 多田  | 篤   |
|         | 17番 | 黒田  | 龍司  |
|         | 18番 | 吉田  | 正宏  |
|         | 19番 | 渡邊  | ひろ子 |
|         | 20番 | 佐久間 | 博孝  |
|         | 21番 | 湯佐  | 茂雄  |
|         | 22番 | 松本  | 誠   |

### 4 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 幕別町農業委員会の委員の定数に伴う見直しについて

第2号 十勝農業委員会連合会の要請活動について

第3号 農地所有適格法人報告書の受理について

第4号 農地法第5条の規定による許可について

第5号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

第6号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

#### 議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

- 第2号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第3号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
- 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6号 農地法第4条許可に係る事業計画の変更について

5 農業委員会事務局職員

|            |       |
|------------|-------|
| 事務局長       | 川瀬 康彦 |
| 農地振興係長     | 菅原美栄子 |
| 忠類支局農地振興係長 | 広田 瑞恵 |
| 農地振興係主査    | 高坂 花織 |

6 会議の概要

|      |  |
|------|--|
| 議長   | <p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第30回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に13番澤邊委員、14番佐藤悦啓委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>   |
| 事務局長 | <p>諸般の報告は、特にございません。</p>  |
| 議長   | <p>次に、報告第1号「幕別町農業委員会の委員の定数に伴う見直しについて」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>  |
| 事務局長 | <p>報告第1号、幕別町農業委員会の委員の定数に伴う見直しについてをご説明いたします。</p> <p>別添の令和4年12月27日付け幕農委第871号、幕別町農業委員会会長発出文書であります「幕別町農業委員会の委員の定数に伴う見直しについて（報告）」をご覧ください。</p> <p>本年9月29日開催の第27回農業委員会総会におきまして、農業委員会委員定数の見直しに伴う今後の方向性について、委員皆様にご協議をいただき、その結果について町に報告するものとして決定したところであります。また、当該協議に係ります決定内容につきましては、1枚めくっていただき、2枚目の別紙にありますように、町長に対して文書をもって報告したものであります。</p> <p>1枚目に戻っていただき、これを受け町では、農業委員会としての今後の方向性が示されていることを尊重し、次期改選に伴う委員定数を改めようとするものとして、令和4年第4回幕別町議会定例会に委員定数を24人から23人とする「幕別町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案」を議会に提案したものであり、議会においては、今月16日、当該条例案を原案のとおり可決したところであります。</p> |

つきましては、次期改選に伴う第25期の委員定数は、農業委員会で決定いたしました今後の方向性のとおり、23人となりましたことをご報告申し上げます。以上で説明を終わります。

議長

報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長

次に、報告第2号「十勝農業委員会連合会の要請活動について」を議題といたします。

事務局から報告第2号の説明をいたします。

事務局長

報告第2号「十勝農業委員会連合会の要請活動について」をご説明いたします。

別添にあります「報告第2号資料1」をご覧ください。

今月12日、各市町村農業委員会事務局長宛に十勝農業委員会連合会から報告があったものであります。

1枚めくっていただき、見開きました左右のページであります。別紙2にありますように十勝農業委員会連合会の会長ほか役員が、別紙1にありますように今月1日から2日にかけての日程で、全国農業委員会会長代表者集會に出席するとともに、北海道選出国會議員等への要請活動を行ったところであり、その要請に伴う概要について復命されているものであります。

委員の皆様におかれましては、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

次に、別添の「報告第2号資料2」についてであります。北海道選出国會議員及び農林水産大臣に手交いたしました緊急要請書であります。

内容であります。令和4年3月30日開催の第21回農業委員会総会においてご承認をいただいております。本農業委員会から十勝農業委員会連合会に提出いたしました「令和5年度農業政策と予算に関する要望意見」が反映されていることはもとより、令和4年11月29日開催の第29回農業委員会総会においてご承認いただきました「幕別町への意見書」と連動しているものとなっております。

本町における農業者の声につきましては、本農業委員会がやるべきこととして、町を通じて国等へ要請する、かつ、十勝農業委員会連合会からもこのような要請活動を行うといった二つのルートにより、毎年、国等に対してお届けしているところであります。

なお、重点要請に伴う詳細説明につきましては、先ほど触れましたように今年3月及び11月の総会でお諮りした要請、意見書の内容と同様のものと考えられますことから、本日は割愛させていただきます。委員の皆様におかれましては、後ほどお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

|     |  |
|-----|--|
| 議長  | 質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。  |
| 議長  | 次に、報告第3号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。<br>事務局から報告第3号の説明をいたします。   |
| 事務局 | 報告第3号、農地所有適格法人報告書の受理について、<br>ほか、計2法人から提出がありましたので報告いたします。<br>書類等完備されておりましたので、受理いたしました。<br>以上で報告を終わります。  |
| 議長  | 報告第3号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。<br><br>(発言なし)   |
| 議長  | 質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。  |
| 議長  | 次に、報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。<br>事務局から報告第4号の説明をいたします。   |
| 事務局 | 報告第4号、農地法第5条の規定による許可について、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。<br>案件は、議案書1ページの令和4年11月29日第29回総会で審議された1件でございます。<br>内容につきましては記載のとおりでございます。<br>なお、記載のとおり条件を付し、令和4年12月22日付けで許可をしております。<br>以上で報告を終わります。 |
| 議長  | 報告第4号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。<br><br>(発言なし)   |
| 議長  | 質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。  |
| 議長  | 次に、報告第5号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。<br>事務局から報告第5号1番、2番について、説明を申し上げます。  |
| 事務局 | 報告第5号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人   |

|  |  |
|--|--|
| <p>議長</p> <p>議長</p>                      | <p>幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。<br/>         案件は、議案書 2 ページの、今月 15 日及び 16 日に町公社が利用調整を行った 2 件であります。<br/>         内容につきましては記載のとおりです。<br/>         以上で報告を終わります。</p> <p>報告第 5 号 1 番、2 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、以上で報告第 5 号を終わります。</p>  |
| <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>次に、報告第 6 号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。<br/>         事務局から報告第 6 号 1 番、2 番について、説明をいたします。</p> <p>報告第 6 号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。<br/>         案件は、議案書 3 ページの 2 件でございます。<br/>         今月 19 日の現地調査で、現況について記載のとおり確認いたしました。<br/>         以上で報告を終わります。</p> <p>報告第 6 号 1 番、2 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、以上で報告第 6 号を終わります。</p>       |
| <p>議長</p> <p>事務局</p>                     | <p>次に、議案第 1 号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。<br/>         議案第 1 号 1 番から 9 番について、事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第 1 号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第 18 条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第 1 号 1 番から 9 番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>1 番から 6 番の案件は利用調整のため、7 番の案件は返還のため、8 番及び 9 番の案件は借換えのため解約するものです。<br/>         農地法第 18 条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。<br/>         以上で議案の説明を終わります。</p> |

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りをいたします。  
議案第1号1番から9番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から9番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長

次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。

議案第2号1番、2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて審議を求めます。

【議案第2号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番、2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。

議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。

【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、農家住宅建設等を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。除外の要件につきましては、すべて要件を満たしていると考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号1番について、異論ないものとする事で異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番は異論ないものと回答することに決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、議案第4号1番、2番につきましては、棚委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(1番 棚委員退席)

議長

それでは、議案第4号1番、2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第4号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は、今月15日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番、2番は原案のとおり決定いたしました。

(1番 棚委員着席)

議長

次に、議案第4号3番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号3番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページから4ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は今月15日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号3番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号3番から8番は原案のとおり決定いたしました。



議長 次に、議案第4号9番から16番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号9番から16番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページから8ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明します。これらの案件は、今月15日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号9番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号9番から16番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号17番、18番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号17番、18番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号17番、18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号17番、18番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号19番から28番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号19番から28番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページから14ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号19番から28番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号19番から28番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号29番、30番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号29番、30番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書15ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農

に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号29番、30番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号29番、30番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号31番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号31番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書16ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。この案件は、今年9月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号31番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号31番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第4号32番につきましては、井田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(12番 井田委員退席)

議長 それでは、議案第4号32番について、事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第4号32番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書16ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明します。この案件は、今年11月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転につきましては問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号32番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号32番は原案のとおり決定いたしました。

(12番 井田委員着席)

議長 次に、議案第4号33番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号33番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書17ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、今年11月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものでございます。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号33番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号33番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号34番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号34番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書17ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は、今年11月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権移転については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号34番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号34番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号35番、36番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号35番、36番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書18ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番

6 番説明いたします。これらの案件は、今年11月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号35番、36番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号35番、36番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号37番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号37番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書19ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番

13番説明いたします。この案件は、今年11月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号37番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号37番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号38番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号38番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書19ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件は、今年11月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権移転については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号38番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号38番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号39番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号39番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書20ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件は、今年8月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権移転については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号39番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号39番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明します。この案件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番

13番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間満了に伴う権利



の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件は、後継者である義理の息子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第5号4番から7番につきましては、高橋委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(15番 高橋委員退席)

議長 それでは、議案第5号4番から7番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号4番から7番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書4ページから7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2号各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。4番の案件は、親から子への使用貸借による経営移譲、5番から6番の案件は、前耕作者の後継者への借換え、また、7番の案件につきましては、今月19日に中村委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号4番から7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号4番から7番は原案のとおり決定いたしました。

(15番 高橋委員着席)

議長 次に、議案第5号8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号8番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、今月19日に中村委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号8番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号9番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号9番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件につきましては、今年11月17日に高野委員、佐久間委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号9番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号「農地法第4条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。

議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号、農地法第4条許可に係る事業計画の変更について、農地法第4条許可に係る事業計画変更承認申請があったので審議を求めます。

【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、令和3年6月29日の第12回総会で審議され、令和3年7月21日付けで許可し、令和4年3月30日の第21回総会において、工事期間の終了年月日を令和4年4月30日から同年12月31日として変更の許可をしたものであります。

本件は牛舎等の建設を目的に転用申請があったものですが、新型コロナウイルス感染症流行の影響で、海外鉄骨工場から牛舎鉄骨資材の納品が遅れたため、期間までの完成が困難となったことから、事業計画変更承認申請により、再度となりますが、工事期間を令和5年3月31日まで延期させていただきたい旨の申請があったものです。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

議案は以上であります。

これをもちまして、第30回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦勞様でした。